

# 大規模小売店舗立地法

平成10年法律第91号

最終改正：平成12年5月31日法律第91号

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

**第5条** 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県は、第1項の規定による届出があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から4月間縦覧に供しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

- 第6条** 前条第1項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があつたときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第1項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
- 3 前条第2項の規定は前項の規定による届出に、同条第3項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
- 4 前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る第2項の規定による届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行つてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。



- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第3条第1項の基準面積（同条第2項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（説明会の開催等）

**第7条** 第5条第1項又は前条第2項の規定による届出（同条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から2月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第5条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の添付書類（第4項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
- 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（都道府県の意見等）

**第8条** 都道府県は、第5条第3項（第6条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から4月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

- 2 第5条第3項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第1項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県は、第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出があった日から8月以内に、第1項の規定により市町村から聴取した意見及び第2項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見 を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

- 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第5条第4項及び第6条第4項の規定は、適用しない。
- 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第4項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。
- 7 第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者は、第4項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。
- 8 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 第4項の規定により意見が述べられた場合には、第5条第4項又は第6条第4項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による届出又は同項第3号から第5号までに掲げる事項に係る第6条第2項の規定による届出をした者は、第7項の規定による届出又は通知の日から2月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。
- 10 第6条の規定は、第7項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

- 第9条** 都道府県は、前条第7項の規定による届出又は通知の内容が、同条第4項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、理由を付して、第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。
  - 3 都道府県は、第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
  - 4 都道府県から第1項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
  - 5 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
  - 6 第6条の規定は、第4項の規定による届出については、これを適用しない。
  - 7 都道府県は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(承継)

- 第11条** 第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 2 第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、

合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

- 3 前二項の規定により第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(報告の徴収)

**第14条** 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

**第2条** 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

**第3条** 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成3年法律第81号）は、廃止する。

(経過措置)

**第4条** この法律の施行前にされた附則第2条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第3条第2項若しくは第3項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第9条第1項から第3項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

**第5条** この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしよ

うとするときは、その旨及び第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

- 2 旧法第3条第2項又は第3項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第5条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。
- 4 第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第6条第2項の規定による届出とみなす。
- 5 第1項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第6条第1項及び第2項、第10条第1項並びに第11条の規定の適用については、第5条第1項の規定による届出とみなす。

**第6条** 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

**第7条** この法律の施行前にした行為及び附則第4条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第8条** 附則第4条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

## 附 則（平成12年5月31日法律第91号）

（施行期日）

- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行する。

